

様式第3

会 議 録

会 議 名	平成30年度第1回野田市通学区域審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	1 小規模特認校（福田第二小学校）の状況について（公開） 2 市内小学校の児童数の推移について（公開） 3 学区外就学について（公開）
日 時	平成30年11月19日（月）午後1時30分から 午後2時45分まで
場 所	野田市立福田第二小学校 会議室
出席者氏名	委員 山形 かつ江 海老原 偉夫 岡田 壽 亀崎 敬子 須賀 昭徳 竹澤 健太郎 藤井 愛子 飯野 きみ子 中沢 哲夫 事務局 佐藤 裕 （教育長） 長妻 美孝 （学校教育部長） 船橋 高志 （学校教育課長） 武田 光弘 （学校教育課管理主事） 川上 翔太郎（学校教育課管理主事）
欠席委員氏名	委員 栗原 和史 千葉 久美 杉本 博 栗根 静江 市原 智 青柳 正之 鈴木 正勝 佐藤 眞平
傍 聴 者	無し
非公開の事由	無し
議 事	会議結果（概要）は、次のとおり

<p>議 事</p>	<p>1 開会</p> <p>司会（学校教育課管理主事） 定刻となりましたので、平成30年度第1回野田市通学区域審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、学校教育課の武田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員17人中、栗原委員、千葉委員、市原委員、栗根委員、青柳委員、佐藤委員、杉本委員、鈴木委員から欠席の連絡がありましたが、9人の委員の方の出席をいただいておりますので、野田市通学区域審議会運営規則第4条第2項に基づきまして、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>また、本日予定しております議題の中には、野田市情報公開条例に規定している不開示情報が含まれておりませんので、会議は公開とさせていただきます、会議資料及び会議録並びに委員名簿につきましては、ホームページに公開するとともに、市役所1階の行政資料コーナー、いちいのホールに配置し、閲覧できるようにしておりますので、委員の皆様には御了承願います。</p> <p>傍聴については、先着5人まで認めることとしています。なお、本日の傍聴者は今のところございません。なお、会議途中で傍聴者がいらっしゃる場合もありますので、その際は御了承願います。</p> <p>次に、本日の資料を確認させていただきます。あらかじめ資料をお送りしましたが、もし、お手元にお持ちでない委員さんがいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。</p> <p>また、本日の会議につきましては、会議録作成のため、ICレコーダーを使用させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>議事に先立ちまして、本年度は委員の改選年度となっておりますので、佐藤教育長より委嘱書の交付を行います。</p>
------------	---

代表しまして、北部地区の藤井様、その場にお立ちください。なお、委員の任期については、野田市通学区域審議会条例第4条第1項の規定により、2年と定められております。それではお願いします。

他の委員の皆様は、机上の封筒に入っていますので、御確認をお願いいたします。

2 教育長挨拶

司会（学校教育課管理主事） ここで、佐藤教育長より御挨拶を申し上げます。

【教育長挨拶】

3 委員及び事務局自己紹介

司会（学校教育課管理主事） 委員さんの入れ替りもごさいますので、改めて自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

司会（学校教育課管理主事） それでは、お手元の次第にしたがいまして、進めさせていただきます。

この会議は、野田市通学区域審議会運営規則第4条第1項により、会長が議長となるものとされております。

ここからの議事進行につきましては、藤井会長にお願いしたいと思います。

藤井会長よろしく申し上げます。

議長（藤井会長） それでは、よろしく申し上げます。議事に入ります。

4 議題1 小規模特認校（福田第二小学校）の状況について

議長（藤井会長） 議題の1小規模特認校（福田第二小学校）の状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） まず、説明の前に訂正があります。資料の2ページの表ですが間違いがありましたので差し替えのものを配付します。御覧ください。訂正箇所ですが、

平成30年度の4年生の数は40となっていますが、括弧が抜けておりました4(0)となります。同じように平成31年度の5年生が3(0)、平成32年度の6年生が3(0)となり、5年生、6年生は複式学級になる予定です。あわせて平成33年度2年生、3年生はやはり複式学級となります。それでは説明に入ります。

資料の2ページを御覧ください。福田第二小学校の各年度の児童数、クラス数を表したものです。児童数のうち括弧書きの数字が特認校制度を利用した児童数となっています。11月1日現在、福田第二小学校の児童数60人に対して、小規模特認校制度を利用して通学している児童は、20人となっています。

来年の新1年生については、現在の予定ですが、福田第二小学校学区から1人、それ以外に小規模特認校の制度を使って2人の合計3人の児童の入学を見込んでおります。

なお、現在の4、5年生は複式学級で一クラスになっております。

複式学級というのは、小学校では、二つの学年の児童数が16人以下(1年生を含む場合は8人以下)の場合、二つの学年を1学級とするもので、平成13年度に北部小学校が複式学級になりました。

当時は、福田第二小学校も複式学級になる可能性があったため、平成13年3月、当審議会に対し、「北部小学校及び福田第二小学校を小規模特認校とするための通学区域の見直しについて」を諮問し、同年9月「小規模校の特色を活かした上で、複式学級を回避するため、野田市内全域を通学区域とする小規模特認校制度を導入していくことは一つの有効な方策と考えます。」との答申を頂きました。

小規模特認校制度とは、少人数での教育の良さを生かし、一人一人の児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験活動を通して生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、通学区域外からの就学を認める制度で、学校で面接し、最終的には教育委員会が許可をしています。

このような経過がありますので、福田第二小学校では地域の自治会長、歴代のPTA会長等に御協力をいただき、教育委員会としましても、市報やホームページへの掲載、チラシの配布などを通じて広く市民に募集を呼び掛けるなど、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

3ページには、福田第二小学校を卒業後の進路の一覧がありますが、平成29年度の卒業生では、特認利用者が2人卒業しましたが、学区通りが2人、私立中学校へ2人という状況でした。

4ページから9ページまでは、30年度児童募集のチラシで、きめ細やかな学習指導、英語活動、全校ふれあい給食などを始め、学校の特色などを掲載しております。

この制度は、あくまでも児童・保護者が当該学校の教育活動・特色に共感を持っていただくことから始まるものですので、引き続き市民へのPRに努め、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

本日は、会議終了後、実際に子供たちの様子や学校施設の様子を見ていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上になります。

議長（藤井会長） ありがとうございます。

ただ今の小規模特認校（福田第二小学校）の状況について、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

【ありませんと声有り】

議長（藤井会長） ありませんと言葉を頂きましたので次に移ります。

5 議題2 市内小学校の児童数の推移について

議長（藤井会長） 議題の2市内小学校の児童数の推移についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 議題2市内小学校の児童数の推移について、説明申し上げます。

福田第二小学校と並びまして特認校であった北部小学校ですが、皆様御存じのように児童数が急激に増えておりますのでその状況から説明させていただきます。

資料の10ページを御覧ください。この北部小学校には、通学区域に許容学区というものがあります。この地図の中で黒く囲まれたところです。この地区は、七光台駅西側の住宅開発により整備された地区で、町名は光葉町となり、一丁目から三丁目の表記となっています。この大規模開発に伴い児童数が増加したため、平成20年7月25日の通学区域審議会において、この太線で囲っている光葉町二丁目と三丁目は、北部小学校の通学区域の許容学区との答申を頂き、平成20年9月1日から、岩木小学校、清水台小学校にも就学することができる許容学区と位置付けられました。

11ページは、北部小学校の児童数予測表となります。

今年度は、全校児童数が525、クラス数は16、一時期は福田第二小学校と並んで100を切っていたのですが、今はこのような数となっています。この地区の開発がほぼ終了し、現在のところは、新たに児童増が見込める住宅開発など要因が見当たらないことから、その後の児童数は減少していくものと見込んでおります。現在の普通教室の数は、プレハブ教室を含め20教室となっております。

12ページを御覧ください。上段の「許容学区関係小学校に係る児童数推移」という表は、各年度の5月1日現在の児童数を表しております。今年度で言いますと、岩木小学校は847、清水台小学校は758、北部小学校は526という数字となっております。

北部小学校の児童通学状況は、平成30年5月1日現在526人ですが、10年前は219人、更に過去を調べてみると、平成14年度は43人で、学校の存続が危ぶまれ、小規模特認校としていた時代もありました。

岩木小学校は、22年度に前年度より減少傾向がみられましたが、許容学区もありまして翌23年度から増加傾向に、清水台小学校は、桜の里の住宅分譲により児童数が増加しております。

中段の「平成30年度北部小学校児童通学状況」という表を御覧ください。光葉町二丁目・三丁目の許容学区から

通学する児童が232人おり、割合で言うと約44%を占めているという状況になっております。

下段の表は、20年9月1日から許容学区をスタートさせて、その後の状況を表したのですが、平成23年度につきましては、岩木小については31人清水台小学校は2人、合計33人だったのですが、今年度は一番右側になります。岩木小学校は246人清水台小学校は20人合わせて266人がこの許容学区から岩木小、あるいは清水台小学校に通っているという状況があります。

13ページ、14ページにはそれぞれ清水台小学校、岩木小学校の児童・学級数の今後の推移予想を載せましたので、御覧ください。

また、15ページは市内全小中学校の児童・生徒数の一覧となりますので、合わせて御覧いただければと思います。

議長（藤井会長） ありがとうございます。それでは、市内小学校の児童数の推移について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

竹澤委員 児童生徒数の予測はどのように取っているのか説明していただけますか。ヒアリング等あるのですか。

事務局（学校教育課長） これは、市民課の方で住民票の登録状況がありまして、そこで学齢期の子供の数が分かります。それを何年ごとかに統計的に取っており、それに基づいての予測となります。

議長（藤井会長） よろしいでしょうか。後はいかがでしょうか。

【ありませんと声有り】

6 議題3 学区外就学について

議長（藤井会長） 議題の3学区外就学について、事務局より説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 議題3 学区外就学について、御説明申し上げます。

先程、許容学区という言葉がありましたが、あれは、あくまでも特定の場所のことであり、それ以外の学校につき

ましては、学区が決まっております。ただ、いろいろな理由があって学区ではない学校に通うことを学区外就学と言います。

始めに、16ページを御覧ください。学区外就学については、平成18年度に学校教育法施行規則が改正され、学区外基準の許可基準を保護者に明示することとされました。教育委員会では、ホームページへの掲載、小学校の新1年生を対象に就学時健康診断時に説明、小学校6年生には中学校に進学するに当たりまして学校を通じて文書配布するなど、学区外就学の許可基準と手続についてお知らせをしております。このほか、野田市内に転入、転居する場合に、手続で窓口に見えた保護者の方に、学区外就学に関する文書をお渡しして、説明をさせていただいております。

許可基準は下の部分の①から⑨までとなります。昨年度の通学区域審議会で、文言の修正や整理を議論していただいた結果を反映しておりますので御承知おきください。

次に、17ページを御覧ください。学区外就学許可の状況ですが、小学校・中学校に分かれている表の上の欄の受付年度、28年度、29年度と記載されているのは、手続を受け付けた年度でございます。

新1年生の29年度の欄は、29年度に手続をして今年度の30年度に学区外就学をした人数で、小学校で130人、全体の約11%となります。それ以外に、年度途中で様々な理由で学区外就学を申請した人は89人、合わせて219人となっております。主な理由としては、通学路が安全、距離が短い、兄弟が学区外就学をしているというものが多くなっております。

中学校の方は、同じく29年度に手続をして30年度に学区外就学をした人数で155人、全体の約12%となります。年度途中の学区外就学は34人、合わせて189人となっております。この両方の数を合わせたものが昨年度の数となり400人程度となります。

下の棒グラフは、年度別で学区外就学の手続をした児童生徒数で、ここ数年は1年間に約400件程度の許可とな

っておりますが、昨年度と比較し今年度は僅かに減少しました。

中学校になりますと、小学校の時の人間関係や部活動の関係を理由にしているケースがでてきます。

しかし、地域の子供は地域で育てるという理念がありますので、部活動を理由に学区外就学を申し出た全ての生徒に対しては、本人及び保護者を交えて管理主事が面接を実施し、通学区の原則を説明した上で、充実した中学校生活を送るための学校選択かどうかの意思確認をしていただいている上で、許可をしているところでございます。以上でございます。

議長（藤井会長） ありがとうございます。学区外就学について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

岡田委員 野田市内の小学校の児童数の一覧表が出ました。毎回、この会議で申し上げていますが、教育委員会さんの学区外就学申請については甘すぎる。実は、私は川間小学校で、川間地区は尾崎小学校、川間中学校もあります。尾崎小が今から35年くらい前に出来まして、ずいぶん向こうに行ったわけですけど、日の出町という区域は学区としては川間小で、昨年度も川間小に通学している人は0、一昨年も0、日の出町から尾崎小へは、1年生から6年生まで、今60人くらい通っております。なかなか難しいところはあるでしょうが、尾崎小のせいではなく、その土地に住む父兄の見方・判断となるのでしょうが、たがが緩いから皆行ってしまう。私が連合会長をしていた時、日の出町の父兄の方を3回にわたって川間小学校区なのだから、川間小学校に来てくださいと話をした。すると、16号の国道があるから危ないからだめだと。日の出町のかまぼこ道路から川間小まで車で測って1.2キロ、尾崎小まで近道をして測って1.2キロ。尾崎小へ行く道路の方が駅へ向かう車が多くて危険度は高いのです。今、日の出町から尾崎小へは60人ほど行っていますが、川間小は0。この欄を見ていただきますと、今年は185人。来年は180人を切りますので。

今の時期、ちょうど学区外就学の申請を受け付けている最中だと思います。なかなか父兄によっては、兄弟や近所の方が尾崎小に行ってますよと、ただこのまま行ったら尾崎小が出来た後、この学区外の規則が出来てから、ものすごくたがが緩んでしまって、一時閉めていれば良かったのですが、今はどちらかというと出てきたらすぐに通してしまう。この規約の文言を見ていただくと、学区外に通うことは大変な事ですよという文面になってはいますが、実際は右から左へ流しているだけではないかと。この辺は、もう少し考えていただかないと。

この問題は、川間小だけの問題ではなくて、木間ヶ瀬小でも同じ現象が起きている。関宿中央小へもずいぶん行っている。子どもが減れば先生も減る。予算も減る。先生方の働き方の問題にもなる。これについては、昔からの流れがあったので、こちら福田第二小と北部小、福田第二小についてはそれなりの課題があるわけですが、北部小については、今心配していることは児童が増えてしまっていることですよね。もっと切り口を変えて、現実はどうか、これからどうするか、福田第二小と北部小だけの問題ではないということを教育委員会としても切り口を変えた形で。子供たちが増えないことにはどうにもならない。増やすためには、人口を増やさなくてはならない。そうなると野田市全体の政策になるのしょうけれども、その前に学区の問題では、きちっと規約どおりのことを、止む無く学区外も仕方がないと思うのですけれども、もともと日の出町は全員が尾崎小だということはおかしいのではないかと。私は何年も前からこの会議の場で申し上げておりますが、せっかく教育委員会の、教育長を始めとして体制も変わられたわけですし、いろいろと一新していただけたらと思います。

この会議の一言葉がけではなく、もっと真剣に捉えていただいて、当然、父兄の方に対しては、少し厳しい、冷たいかもしれませんが、一度やればどこかでけじめをつければ流れは変わってくる。この先行ったら本当に大変なことになってしまう。川間もしかり、木間ヶ瀬もしかり、確か

に300人から250人以上子供がいないと、学校の運営としても困ると思うのですね。

この話をさせていただくのは今年で4回目になりますが、一つ、慎重に対応していただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤井会長） ありがとうございます。

教育長（佐藤 裕） 今の岡田委員のお話からですが、私が東部中にいた頃、みんな一中に行ってしまうのです。16号線を越えて危ないのに、ある時期から、一中に行ける、部活もたくさんあるという話を聞くと、上の学年が行くと下の学年も続いてしまう。今の柳沢小学校区でも、東部中の学区だという話は十分しています。他の学区についても、一度生徒が流れてしまうとそれが続いてしまい、元に戻るのが大変になってしまいます。ですからそういうところは校長先生を通じて、来年には議題にのせていただいて、特認校だけではなく学校の実際の数字を出していく必要があります。

我々が、どうしてもそこの学校に行きたいという生徒の顔を見てしまうとうなずいてしまう。

中学校の場合は部活もあります。ただ部活は二年の後半までで、残りの三年生後半は部活無しなのだから終わりになったら戻すよ、とそこまで言っても、移動して三年間続けてしまうということもあるので、そうゆうこともまた議題に挙げさせていただいて審議していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

竹澤委員 関宿中央小学校のPTAとして出席させていただいています。住んでいる学区は、関宿中央小学区、中学校は二川中学校。私自身も関宿中央小を卒業し、二川中を卒業しております。

私、現在ちょうど小学6年生の娘がおりまして、どちらの中学に行くのかというところがあるのですが、元々の考えとしては、学区どおり行っていただきたいと思っております。昔からそういう話をしているので、娘本人も、学区通り進学したいと言っています。学校では、6年生になる

とヒアリングというものがあるのですが、そうすると、そのまま学区どおり進学するのは、学年で娘一人でありました。

他の学区、どちらかというとも木間ヶ瀬中に行く学区よりも二川中に行く学区の方が、新しい住宅が増えているはずなのです。割合としては二川中に行く人数の方が増えなければいけないはずが、木間ヶ瀬中に行く。実際のところ、この書類をもらってきたらすぐ書いてすぐ出す。もう、もらってきたら書いてよろしくお願いします、と。こういう状況が出来上がっている。

私が聴きたかったのは、この①から⑨までの中で、どこで割合が一番多く就学基準を満たしているのかというところなのです。実際の現状を聴いてみますと、友達が行くからという理由が大きいところのようです。正直なところ。ただそれはここには含まれていないはずなのです。この中でどれにあてて許可を出しているかというところを聴きたいというところなのです。

事務局（学校教育課長） 今の御意見に関してなのですが、手元に割合等の資料がございませんので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、中学校におきましては、部活というファクターがありまして、それを理由にということがあります。それ以外に、今おっしゃられたように、友人関係、特に中学校の生活においては友人関係が非常に重要な要素になってきますので、そういうところから考えてくると、友人関係という理由もかなりの数が挙がっているのではないかと思います。

もちろん兄弟が先に通っていれば認めざるを得ない空気もありますので、それも一定の数があるかとも思うのですけれども。

教育長（佐藤 裕） 私は二川中での勤務の経験がありまして、やはり関宿中央小から来る子は少ないですね。

ですが、家もあるし、なぜかと思って聞いてみるとですね。すると、たとえ部活が違って、友達というのはとても大きくて、この番号でいえば④に該当かとも思うのです

が、友達が学区内にいて、自分の家が遠かったりすると危険だとなって、道路一本で変わったりもします、あるいは、その他、具体的な事情に即した理由がある場合というところになりまして⑨。中学校に行ったら友達がいなくて困ってしまうといったところを、どうしても学区内の学校に行けというのも、なかなか言いにくいところでもあるので認めるというのが現況です。

ですが、先ほど岡田委員が述べたように、例えば、小学校で学区の希望をとる期間を長くするとか、親子で話をして、新しいところで友達を作ったりするのも勉強であるし、部活を変えるのも幅広く活動できて良いことだと話をしていただいたりして、もう一つの選択の期間を設けるようにして、何とか工夫をしていきたいと思っています。

今、二箇月期間を設けておりますので、学校からこの書類を出しました、親子で話合ってくださいと通知をして、お子さんのかばんの中で二箇月弱、親が知るのとは三日前、あるいは直前、といったことのないように気を付けていきたいと思えます。

須賀委員 今のお話に関連しまして、成績などによっての学校差というものはないのでしょいか？

教育長（佐藤 裕） これは、少し話がずれてしまうのですが不動産屋さん辺りでは、ここは部活が有名ですとか言っていることがあるようですが、実際に行ってみるとそういった学校差はございません。

ただ部活の数、これはだけはどうしても、例えば男女のテニスだったり、女子だけのテニスだったり、そういった差はあります。ですが、どこも一生懸命活動しております。

また、部活を増やしてくれといった要望もありますね。ただ部活を増やすというのは継続的にやらなければいけないことなので、そういうところで学校差はありません。

須賀委員 ありがとうございます。

ここに中学校14校、部活の事情によって異動もできるとありますが、私の下三ヶ尾地区なのですが、福田中にサッカー部がない。するとサッカー部のある南部中に異動す

るという。しかし、学校という所は部活が中心ではないはず。それが学校がいかに重きを置いています。

先生方はスポーツそのものにおいては素人でありますよね。ヨーロッパではないですが、本来スポーツというのは地区が担当するものであって、教育がなんでも部活、部活というのはどうなのか。先生方もそのために生活を犠牲にしている。

根本的な問題になってしまいますが、部活そのものについて、野田市はどう考えていくのか。以前にも言ったように、ここの学校は強い、ここの学校は弱い、また先生が変わる度に、中身が変わってしまうということもありまして、学区はもちろんとして、部活との関係としての学校教育をどう考えていくのか。

特に昨今、韓国などでは言われているように、日本の児童は習い事が多くて疲弊していると。それからスポーツであれば、朝練夕練があると。子供にも余裕がある生活、休暇を持った生活をと、うるさく言われているけれど、今の学区の問題も併せてなのですが、部活というものは、友人関係に重きを置くといいながら、余裕のなさというものに拍車を掛ける側面に大きく比重が掛かっている。この辺りをどう解決して、学区の問題と連動させていけばいいのか、何かお考えがあれば聴かせていただければと思います。先生方が犠牲になって活動されているのは十分承知しております。家庭も生活も犠牲にしてというのは多いですからね。

教育長（佐藤 裕） はい。部活に関しましては、役割というのは非常に大切だと、ずっと思っております。でもそのやりすぎという部分については、バランスを取らなければならないと思うのですが、部活の顧問に関しましても、今、部長を中心に異動の際には、サッカーの教えられる先生と教科の教えられる先生を絡み合わせてやりくりして、ずっと要領よくやってきたのですが、サッカー部の先生が抜けるならサッカーの先生を配置するといったそういうような人事構成をしております。また、ブラスバンドに関しても、バスケットに関してもそうしております。

ただ、どうしても、サッカーなどは段々と学校の部活に入らず、一般のクラブに入ってしまう。本来ならば、福田地区にはたくさんサッカークラブがありますから、人数はいくはずなのですが、柏や松戸などのクラブに行ってしまうので、継続した人数が保てなくなってくるということもあります。

ですが、学校で若い先生が増えていますから、もうしばらく時間をもらって、部活指導の方法を検証させながら、差がないようにしていきたいと思います。ベテランの先生とはどうしても差は出てきますが、そういうところは指導していきます。

また、学校の先生は教科と部活を加味しながら人事異動をかけています。

あと、部活に関しては、必ず、中学校生活は部活だけではないということを伝えます。私の経験から鑑みて、中学でそこまで力を入れて、プロになった選手はいませんから、バランスよくやってもらえばいいのですが、親御さんが、部活動を理由に学区外の学校にも行けるという情報をクラブ内で聞いてきて、なし崩しになっている点もありますので、そこのところはきちんと話をしていきたいと思います。

例えば、レスリングは一中と木間ヶ瀬中だとか、あるいは柔道を言われるとそこしかないのので、それを聞いてきたバスケットも、我も続けとなってしまう。親御さんの考えもあるかと思いますが、やはり話をしていかなければと考えています。

学区外というのは、生徒の安全を考えますと一番不安なのです。例えば、地震が起きました。保護者に迎えに来てもらいますという時に、連絡が取れなかったりしたことがあります。

かつて一中で神輿みこしがあった時、途中雷で中止になったことがあったんですね。その時にある生徒に家はどこかと尋ねたら、木間ヶ瀬ですと。

そんなこともありますから、我々でも安全のことを考え

て、その三つを徹底して保護者にも十分伝えていきます。
事務局（学校教育部長） 付け足しですみません。学区とお話が離れてしまうのですが、情報として、特に委員の方々に御理解、御承知いただければと思うのですが、実は平成27年度に法改正がありまして、就学、例えば幼稚園から小学校に入学する際に、当然障がいがあったりすれば、特別支援学校か、特別支援学級か、通常学級か、どの学級がふさわしいかというところにおいて決まりごとがありまして、昔はある程度障がいがあれば、特別支援学校に就学をしてはと私の方から親御さんにお示しして、御理解していただいて、そちらの方に進めていたのですね。

ところが、その法改正がありまして、基本的には保護者の意見を尊重することとなりました。ですので、今まで特別支援学級に通っていたお子さんも、親御さんの要望があって、学校の方の合理的配慮といった体制を整えれば、普通の小学校の特別支援学級ですとか、場合によっては通常学級にも通える状況になっております。

ですからその分学校には、非常に負担が掛かっている状況になっています。なおかつ先程の法改正で保護者の意見がというところがあったのですが、今そういった部分で国の方は、ある程度保護者や子供の様態を重視して、なるべく安全面、あとそういった障がいを配慮しながら通常の生活ができるようにという方向にはなっております。

その点は私ども苦しいところがあって、緩んでしまったり甘くなってしまうたり当然あるのですが、そういったふうに国の方向とか法改正なされている流れの中で現状があるということを御理解いただきたいと思っております。

ただその中で、適正就学、学区があることですから線引き等については説明をし、御理解をしていただくようにいたしますが、そういった方向があるといったことを御理解ください。

議長（藤井会長） ありがとうございます。ほかには何かございませんでしょうか。

私もつくづく思うのですが、親御さんにも少し考えてい

ただかないといけないですよ。

わりと部活の方に力を入れてしまって、勉強に関しては塾に通ったりして、教育というのはそれだけではないと思うのですよね。難しいとは思いますが、その辺も親御さんがもう少し考えていただければ、いいのかなというふうに私は思います。

岡田委員 関連してなんですけれど、これに関しては全て教育委員会に押し付けというのがあります。

各地域の自治会というのがありますよね。自治会長あるいは役員には、言葉だけではなく活字を含めて、あるいは法律の文言を含めてもっと浸透させていかなければならない。一遍にやることはなかなか難しい、ただ、いつかどこかで手掛けていかないと、いつになっても堂々巡りで、教育委員会は何をやっているんだと言われるばかりでは申し訳ないので、いろんな組織を介在させて進めるのも一つかなと思いますよね。

議長（藤井会長） ありがとうございます。

須賀委員 やはり学区外ということになると、それなりの理由がないと。まあ、ある程度自由にするとは言えますけれど、アンバランスになりますよね。先程岡田委員がおっしゃられたように経営上の問題も出てきますし。

福二小とかにおきましては、特殊事情といいますか、いじめなどは特別な理由にあたるのでしょうか、先程も申し上げたとおり、大規模校でありながら、あちらに行き、こちらに行きといったことになってしまっています。

もう少し郷土というもの、生まれたところを大事にする、その地区は文化の中心なのだから、そこにできるだけ行くように、というのは我々親の希望としては強いのかもしれないので、そのあたりは、住民の皆さんに理解していただいていくのはいいかと思います。

議長（藤井会長） よろしいでしょうか。それでは、議題はこれで終わっておりますので、事務局で何かございましたらお願いしたいと思います。

事務局（学校教育課長） はい、審議ありがとうございました。

事務局からの報告が二点あります。まず通学路におけるブロック塀等の危険箇所についてなんですが、野田市におきましても、6月から安全調査を行っております。その結果、市の方では撤去費用等の一部を負担補助することになっておりますので、個人の箇所においてもお願いしているところがあります。

二点目です。本日の審議委員の御報酬でございますが、本日11月19日ですので、来月の末までには口座の方に振り込ませていただく予定ですので、御査収願いたいと思います。以上になります。

議長（藤井会長） ありがとうございました。

司会（学校教育課管理主事） 貴重な御意見ありがとうございました。教育委員会の運営に生かしてまいりたいと考えております。本日は、ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回野田市通学区域審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。